シップ・リサイクル法の概要

概要

- 正式名称は、「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」
- <u>2018年6月に成立</u>
- 所管は、国土交通省、厚生労働省及び環境省
- 施行期日は、条約が効力を生ずる日(→発効要件が満たされた日の後24ヶ月)
- <u>相当制度は、平成31年4月1日から施行</u>(船舶の再資源化解体の適正な実施に関する 法律の一部の施行期日を定める政令(平成31年政令第11号))

制度 国土交通大臣 主務大臣 有害物質一覧表の確認 再資源化解体業者の許可 再資源化解体計画の承認 証書の発給 等 船舶所有者 再資源化解体業者 有害物質一覧表作成 再資源化解体計画の作成 有害物質一覧表更新 等

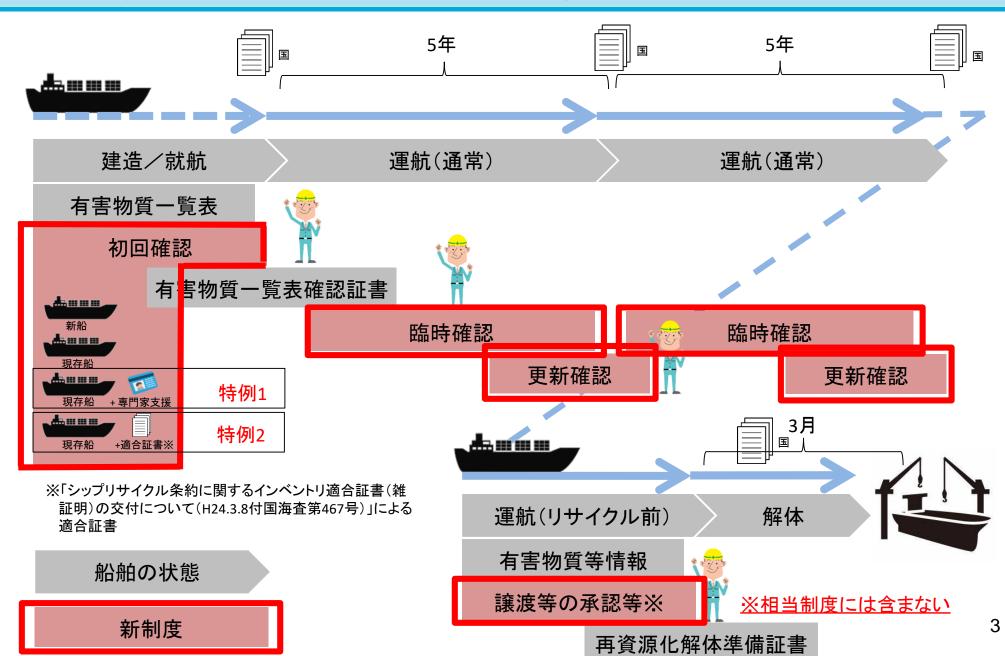
船舶所有者、再資源化解体業者の双方による労働災害・環境汚染防止制度

シップ・リサイクル法の適用船舶



特定日本船舶 $= 1 + 2 + 3 (+5) \rightarrow$ 再資源化解体の承認 特別特定日本船舶 $= 1 + (2 + 5) \rightarrow$ 有害物質一覧表作成

新制度における審査(確認等)の概要



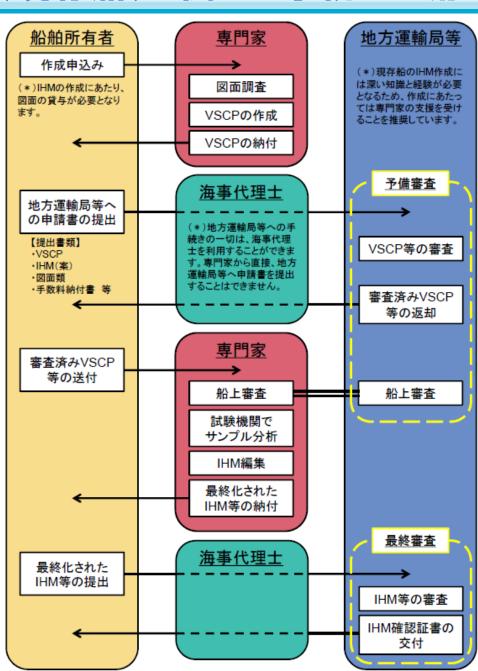
専門家制度(JG証明取得基準)

要件	専門家A	専門家B
(1)専門知識(技術)	インベントリの作成及び実船調査を適正に 行うことができる以下の知識を有している こと ①船舶艤装、機関艤装、電気艤装 ②有害物質の取扱、サンプリング ③インベントリの作成方法 ④実船調査の方法	実船調査を適正に行うことができる以下 の知識を有していること ①船舶艤装、機関艤装、電気艤装 ②有害物質の取扱、サンプリング ③実船調査の方法
(2)専門知識(法令)	以下の関連法令に関する知識を有していること ①リサイクル条約、関連ガイドライン ②リサイクル法、関連規則等	以下の関連法令に関する知識を有していること ①リサイクル条約、関連ガイドライン ②リサイクル法、関連規則等
(3)実績	①申請日から2年以内の期間においてインベントリ作成の経験が2隻以上あること ②申請日から2年以内の期間において実 船調査の経験が2隻以上あること	申請日から2年以内の期間において実船調査の経験が2隻以上あること

専門家制度(JG証明更新基準)

専門家種別	要件	同等効力(以下の何れか)	
専門家A	①申請日から2年以内の期間においてインベントリ作成の経験が2隻以上あること②申請日から2年以内の期間において実船調査の経験が2隻以上あること	 NKCSの資格を有している者 申請日から2年以内の期間において、 JG証明取得基準(実績を除く)に関する研修を毎年5時間以上受講している者 上記と同等の実績を有する者として、 検査測度課長が認める者 	
専門家B	申請日から2年以内の期間において実船調査の経験が2隻以上あること	同上	

インベントリ作成(現存船)に関する手続きの流れ



(1)予備審査(文書審査) ※以下に掲げる書類の審査

- □申請書
- □チェックリスト(有る場合に限る。)
- □VSCP
- □Location Diagram
- □有害物質一覧表
- □MD/SD_oC
- □一般配置図
- □機関室配置図

- 情報収集方法の確認
- STEP1 ・IHMGLへの適合性を<u>原則全て</u>確認
- STEP2
- ・ 図面調査方法の確認
- ・IHMGLへの適合性を<u>原則全て</u>確認

STEP3

- VSCPの確認
- ・IHMGLへの適合性を<u>原則全て</u>確認

(2)予備審査(船上審査) ※予備審査済みのVSCP等に従って船上で行う審査

STEP4

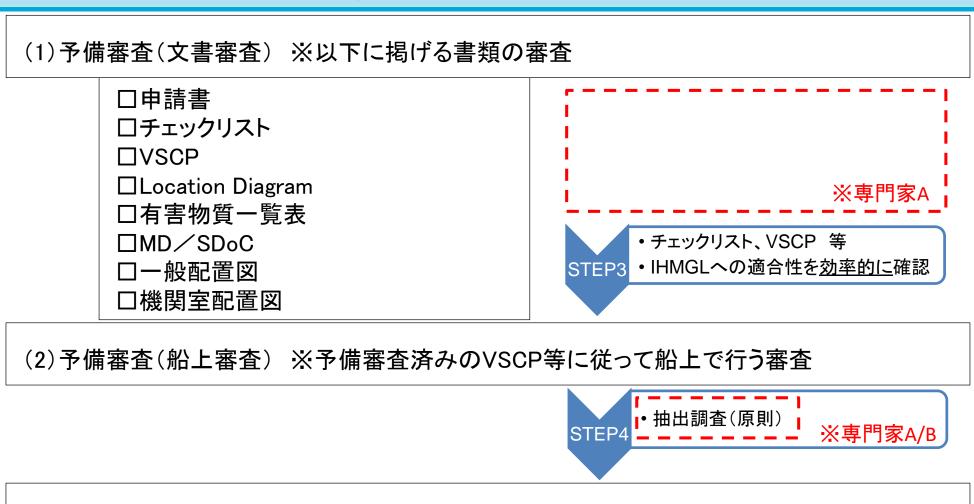
• 全数調査(原則)

(3) 最終審査 ※船上審査の結果を反映した有害物質一覧表等の最終審査

STEP5

• 船上審査の反映等の最終審査

(4) 有害物質一覧表確認証書の交付



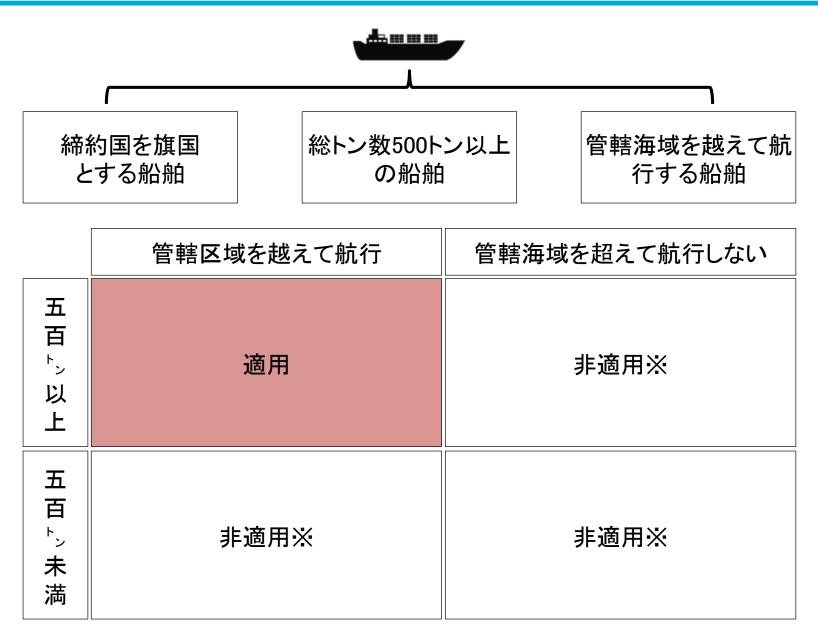
(3) 最終審査 ※船上審査の結果を反映した有害物質一覧表等の最終審査

STEP5

• 船上審査の反映等の最終審査

(4) 有害物質一覧表確認証書の交付

(参考)シップ・リサイクル条約の適用船舶



(参考)シップ・リサイクル条約の対象物質等

		インベントリ			
記載すべき物質、物品		第 I 部 船舶の構造及び機器に 含まれる有害物質	第 II 部 運航中に発生 する廃棄物	第Ⅲ部 ^{貯蔵物}	
表 A	新規搭載禁止物質 [アスベスト、PCB、オゾン層破壊 物質、有機スズ化合物の4種類]	記載 <u>新造船は搭載禁止</u> 既存船は新規搭載禁止			
表 B	特定化学物質(使用は可) [カドミウム、鉛、六価クロム、水銀 等9種類]	記載 現存船は"可能な限り"			
表 C	潜在的に有害な品目 [油類、廃棄物等]		記載	記載	
表 D	通常の民生品 [家庭用電化製品等]			記載	
作成時期		建造時 現存船は発効後5年以内	リサイクル前までに		